



# 宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則

(昭和50年6月13日 教育委員会規則第5号)

改正 昭和58年3月第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用のため、宇都宮市立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)を地域住民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

(学校施設の開放)

第2条 宇都宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校教育に支障のない範囲 内において学校施設を開放するものとする。

2 前項の規定により開放する学校施設は、校庭、体育館及び校舎とし、開放する日時は、別表第1のとおりとする。

3 開放する施設は、教育委員会が別に定める。

4 学校教育上支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、開放日時を変更することができる。

(昭和58教委規則5・平12教委規則8・平14教委規則2・一部改正)

(開放に係わる責任)

第3条 この規則により学校施設を開放した場合において、当該開放に伴う学校施設の開放に係わる責任は、教育委員会が負うものとする。(平12教委規則8・全改)

(利用の対象者)

第4条 学校施設を利用することができる者は、市内に居住し、または本市に在勤若しくは在学する者(以下「対象者」という。)とし、原則として対象者が10人以上の団体を構成して利用する場合に許可するものとする。この場合において、児童生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。

(利用の許可)

第5条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。(平12教委規則8・一部改正)

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、学校施設の利用が、次の各号の一つに該当すると認めるときは前条の許可をすることができない。

(1)政治的または宗教的活動にわたるおそれがあるとき

(2)営利を目的とするとき

(3)学校施設を破損するおそれがあるとき

(4)その他この規則の目的に反するものであるとき

(使用料)

第6条の2 省略

(使用料の減免)

第6条の3 省略

(使用料の不還付)

第6条の4 省略

(遵守事項)

第7条 学校施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用に当たっては、教育委員会が別に定める事項を守らなければならない。(昭58教委規則5・一部改正)

(許可の取消等)

第8条 利用者が次の各号の一つに該当する場合は、教育委員会はその利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1)第6条各号の一つに該当することとなったとき

(2)利用許可の条件に違反したとき

(3)前条の規定に違反したとき

(4)その他管理上特に必要があるとき

2 前項の規定(第4号を除く。)によりその利用を停止され、又は利用許可を取り消された場合において、利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条の規定により利用許可を取り消されときは、直ちに学校施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により学校施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(様式)

第10条の2 この規則に規定する利用権等の様式は、別に定める。 (昭58教委規則10・追加)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、学校施設の開放について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。 附則(昭和58年3月31日教育委員会規則第5号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(以下省略)

別表第1(第2条関係)(平14教委規則・全改)

区 分		開放日	開放時間
校 庭	夜間開放	通年(年末年始は除く。)	午後7時～午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日、長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時～午後5時まで (11月～3月までは午後4時)
体 育 館		土曜日、日曜日、休日、長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時～午後9時30分まで
		月曜日～金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後7時～午後9時30分まで
校舎開放施設		土曜日、日曜日、休日、長期休業日(年末年始は除く。)	午前9時～午後9時30分まで
		月曜日～金曜日まで(休日、長期休業日及び年末年始は除く。)	午後5時～午後9時30分まで

備考

この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を、「長期休業日」とは宇都宮市立小中学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第2号)第4条第1項第4号から第6号までに規定する休業日を、「年末年始」とは12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

別表第2(第6条の2関係) 省略

別表第3(第6条の2関係) 省略

## 令和7年度 城東小学校「校務運営規程」

校務運営規程第21条第2項の規定により、細部事項を次のように定める。

- 1 この要項は、学校教育上支障のない限り社会教育及びスポーツ振興のために、その利用に供するために定めるものである。
- 2 貸与できる主な施設等
  - (1) 体育館 (2) 校庭 (3) 特別教室
- 3 貸与できる時間

区 分		開 放 日	開 放 時 間
校 庭	夜間開放	通年（年未年始は除く。）	午後7時～午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日、長期休業日（年未年始は除く。）	午前9時～午後5時まで （11月～3月までは午後4時）
体 育 館		土曜日、日曜日、休日、長期休業日（年未年始は除く。）	午前9時～午後9時30分まで
		月曜日～金曜日まで（休日、長期休業日及び年未年始は除く。）	午後7時～午後9時30分まで
校舎開放施設		土曜日、日曜日、休日、長期休業日（年未年始は除く。）	午前9時～午後9時30分まで
		月曜日～金曜日まで（休日、長期休業日及び年未年始は除く。）	午後5時～午後9時30分まで

- 備 考 ・学校の使用，PTA，地区を優先する。  
 ・校長が必要と認めた場合は，時間の変更ができる。

#### 4 開放の優先順位

学校教育活動に支障がない範囲で以下の優先順位で貸与する。

- 1 城東小PTA
- 2 城東地区の行事
- 3 地域の各種団体
- 4 その他、地域外各種団体（校長の使用許可を得た場合）

#### 5 利用の手続き

- (1) 利用団体は、事前に「利用団体登録申請書」にて申請を行い、「施設設備等借用願」（附表12-1，2，3，4）に必要事項を記入し、学校長に提出して許可を受けなければならない。
- (2) 申請者は、校長が認めた団体の使用上の責任をもつこと。

#### 6 使用上の注意

- (1) 申請者は、許可書と鍵及び施錠について学校の指示を受け、これに従うこと。
- (2) 目的以外に施設設備を使用してはならない。
- (3) 使用中の事故については、使用責任者の責任において処理すること。
- (4) 原則として火気使用は認めない。
- (5) 使用物件は大切に扱い、破損した場合は、原状に復するとともに、学校へも連絡すること。

- (6) 校舎及び体育館は、土足厳禁とし使用後は、清掃並びに整頓をすること。
- (7) 許可を得た以外のところには、立ち入らないこと。

## 7 施設の鍵の貸出業務

- (1) 体育館の鍵の管理は学校で行い、副校長がその業務を担当する。
- (2) 体育館使用前日及び当日の鍵借用については、学校（副校長）まで申し出ること。
- (3) 鍵借用申請者は、「体育館鍵貸出簿」に關係事項を記入の上借用すること。
  - ・ 鍵借用については、「体育館借用許可願」が提出されていなければならない。
- (4) 鍵返却責任者は、「体育館鍵貸出簿」に關係事項を記入の上返却すること。
  - ・ 鍵返却については、使用後の翌日午前中までに必ず返却すること。
  - ・ 日曜日、祝日が重なる場合は、休み明け午前中までに返却すること。
- (5) 鍵は、他団体への又貸しは厳禁とする。

## 8 その他

- (1) 破損箇所発見の場合は、鍵返却時等に遺漏なく報告・連絡をすること。
- (2) 異常事態発生の場合は、消防署・警察署・警備会社及び学校に速やかに連絡すること。
  - 東警察署…662-0110 平松交番…635-6080
  - 消防署（築下分署）…638-8267
  - 警備会社（東亜警備保障）…613-6222
  - 火災情報提供ダイヤル…624-2441
  - 大関ガラス店…633-4955
  - 城東小学校（副校長）…635-9534
- (3) 学校長は、借用団体の使用状況が著しく悪い場合、その責任者に事情を説明し、一時使用を禁止することができる。
- (4) 入学式の前日及び当日、卒業式のおよそ1週間前から当日まで、体育館開放を行わないこととする。
  - （特別の事情があるときは、その都度協議して許可することができる。）
- (5) 学校開放に際して、宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則6条により、政治的または宗教的活動にわたるおそれがあるもの、または、営利を目的とするときには、許可できない。また、学校施設を破損するおそれがあるときや、その他、宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則の目的に反するときも許可しない。

## 施設等の使用に関するお願い

★スポーツ少年団については、必ず、指導者または保護者の監督のもとで活動してください。児童のみの練習や活動は、行わないでください。

★体育館での飲食は、年間を通して原則禁止です。

**(活動中の水分補給は、体育館の外で行ってください。)**

★指導者や保護者の駐車場については、体育館南側（プール前）と体育館西側を使用してください。校舎北側は、職員用の駐車場ですので、使用はお控えください。（土日、祝日で車両数が多い場合には、校舎北側の使用も可とします。その場合、他の車両の通行・出入りを妨げないよう、駐車的位置や向きにお気を付けください。また、校庭への乗り入れは、**原則禁止とさせていただきます。やむを得ず乗り入れが必要な場合は、学校にご相談ください。**）

★他の学校や団体が集まる練習試合や大会等の際は、あらかじめお知らせください。

★使用後は、清掃（トイレを含む）・整理整頓をして必ず現状復帰し、最後に消灯、窓・出入り口の施錠を確認してください。ゴミの持ち帰りにもご協力ください。

★各団体の持ち物・道具等についても管理をお願いします。

★施設・設備等の破損（ガラスを割る 等）については、原則、使用団体の負担となります。ご了承ください。

ご協力をお願いします  
宇都宮市立城東小学校



附表12-1 施設・設備使用許可願  
(体育館・校庭・音楽室)

令和 年 月 日( )

宇都宮市立城東小学校長 あて

借用者 住 所 宇都宮市 \_\_\_\_\_

責任者 \_\_\_\_\_ 印

(連絡児童 \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_ )

私は、貴校の使用条件を厳守の上、施設・設備を利用したいので許可をお願いします。

- 1 使用施設 体育館 校庭 音楽室  
 2 使用目的 \_\_\_\_\_  
 3 団体名  
 ・スポーツ少年団 サッカー バドミントン 野球 金管バンド  
 ・PTA バレーボール 野球  
 ・地区体協 城東クラブ(バレーボール) バドミントン  
 ・城東OB サッカー  
 ・その他 \_\_\_\_\_

4 使用日時

月	日	曜	時 間	参加人数	月	日	曜	時 間	参加人数

5 借用品等 \_\_\_\_\_

6 大会等での借用予定(本校会場での練習試合を含む)

月	日	曜	時間	関係学校名	月	日	曜	時間	関係学校名



## 附表12-3 校舎・教室使用許可願

令和 年 月 日( )

宇都宮市立城東小学校長 へ

借用団体名 \_\_\_\_\_

責任者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

校舎使用規則を遵守し、下記のように借用したいので許可されますようお願い致します。

### 記

1 使用目的 \_\_\_\_\_

2 使用日時 令和 年 月 日( ) : ~ :

令和 年 月 日( ) : ~ :

3 参加人員 \_\_\_\_\_ 名

4 使用場所(○を付けること)

会議室      家庭科室      音楽室      教室( 年教室)

その他( )

5 使用物品 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 附表12-4 校舎・教室使用許可書

令和 年 月 日( )

団体名

様

宇都宮市立城東小学校長 代印(副校長)

下記使用上の注意事項を厳守することを条件として、使用を許可します。

### 記

1 使用目的 \_\_\_\_\_

2 使用日時 令和 年 月 日( ) : ~ :

令和 年 月 日( ) : ~ :

3 使用教室 \_\_\_\_\_ 名

4 使用物品 \_\_\_\_\_

### 5 使用上の注意事項

#### (1)借用について

- ① 責任者は、使用前日又は当日に鍵を学校から借り受け、翌日の午前中までに学校に返却する。
- ② 使用中の事故については、使用責任者が一切の責任を負うこと
- ③ 責任者は、本文の記載事項の内容を参加者に徹底すること

#### (2)使用上の注意

- ① 目的及び許可物以外は使用しないこと
- ② 使用時間を厳守すること
- ③ 上履きを使用すること
- ④ 使用者が同伴した幼児・児童の行為は、使用者が責任を持つこと
- ⑤ トイレは清潔保持、破損防止に努めて使用すること

#### (3)使用後の注意

- ① 火気安全の確認
- ② 電気を切る(会議室廊下)
- ③ 清掃(トイレを含む)の実施
- ④ 器具等の所定の位置への収納
- ⑤ 出入口の施錠の確認
- ⑥ 器物破損の場合は、学校に連絡するとともに直ちに修理し、原型に復して返還すること

#### (4)その他

- ① 許可後でも、学校が緊急使用の場合は、変更や取り消しをする場合がありますので、ご承知おきください。
- ② 校舎全体が警備されていますので、校舎への出入りの場合の開錠・施錠に十分注意してください。

※ 誤作動した場合の連絡先:東亜警備保障(株) 028-613-6222